

海外の臨床法学教育

法専門職の構造的变化を踏まえた法学教育の革新を求めて
—2012年アメリカ法科大学院協会年次大会参加報告—

宮澤節生・佐藤崇文・大坂恵里

法専門職の構造的变化を踏まえた法学教育の革新を求めて

—2012年アメリカ法科大学院協会年次大会参加報告—

宮澤節生（青山学院大学大学院法務研究科教授）

I. 報告全体へのイントロダクション

アメリカ法科大学院協会 (Association of American Law Schools、略称AALS) は、1900年に設立された米国ロースクールの全国組織で、2012年1月において、約170校の会員校を擁している¹。内部に13の常設委員会、若干の特別委員会、90以上の部門を抱えており、臨床法学教育については、委員会と部門の両方がある。毎年1月上旬に開催される年次大会は、ロースクールの制度的諸問題や教育の方法・内容に関する部会と、法学研究の個別分野に関する部会とによって構成されている。後者は、学問分野別学会がほとんど存在しないアメリカにおいて、日本の私法学会、公法学会、刑法学会などに相当する機能を果たしている。報告が公募される部会もあり、採択された報告は法律雑誌に掲載されることが多い²。したがって、AALS年次大会は、ロースクール教育と法学諸分野の両方にについてアメリカの動向を知りうる、最適の場であると言うことができる。2013年は、1月4日～8日にニューオーリンズで開催される。

II. 2012年アメリカ法科大学院協会年次大会参加報告（1）

1. 2012年大会のテーマ

2012年度の大会は、2012年1月4日～8日に、ワシントンDCのマリオット・ウォーターフロント・ホテルにおいて開催された。全体テーマは、Michael Olivas会長（ヒューストン大学）が設定したもので、「学問の自由と学問の責務」であった。これは、大きくは、アメリカ法曹協会 (American Bar Association、略称ABA) がロースクール認証基準についてデニュアを有する教員の必要性に関する基準を緩和することを検討中であることに対して³、学問の自由を保障するものとしてのデニュア制度の意義と、デニュアを有することに伴う責務とを検討しようとするものであった。また、より具体的には、学問の自由を

脅かすものとして、プロボノ活動や法律雑誌編集などにかかる教員への攻撃や、教員の見解を理由とする公立大学の懲戒の動きなどにどう対応すべきか、検討しようとするものでもあった。このような全体テーマについては、1月6日の午後に3つの会長プログラム部会が設定されたが、そのうちの2つについては、佐藤崇文教授と大坂恵里准教授に、それぞれ1つずつ報告していくだけ。

しかし、臨床法学教育学会の関心事により近いのは、1月5日に終日行われた、AALSワークショップ「法専門職の未来—法学教育へのインプリケーション」であったように思われる。これは、将来長期にわたって法学教育に影響を与える続けるであろう、法専門職の構造的变化のインプリケーションに焦点を合わせたものである。その背景には、毎年4万4千人も生み出されるロースクール修了者の半数しか職場が見つからないという不況があり、大規模ロー法アーモも新人弁護士の訓練に資源を割くことができないという状況にロースクール教育はいかに対処すべきか、という問題意識があった。また、大規模ロー法アーモの新人弁護士採用が減少したために他のセクター（小規模事務所、政府機関、公益分野など）での採用を求める競争が激化していることを踏まえて、ロースクールではどのような教育を行うべきであるか、という問題意識もまた、このAALSワークショップの背景にあった。

そこで、AALSワークショップのオーガナイザーたちは、このような問題意識に応えると思われる教育努力に関する情報提供を募った。その内容として期待されたのは、①他の学問分野との協同授業、②3年次教育の充実（キャップストーン科目⁴・3年次実技科目等）、③2007年の『カーネギー・レポート』⁵に刺激された技能訓練、④良き法律家であることの人格的・倫理的・サービス志向的側面に関する科目、などである。その結果、1月5日には、下記のプログラムが設定された。そのうち、2つの全体会については、佐藤教授と私が分担して報告する。

- ① 9：00～10：00am : 全体会「法専門職とその規制の変化」(佐藤教授担当)
 - ② 10：45～12：00noon : 同時に5部会
 - ③ 2：00～3：15pm : 全体会「法教育における革新」(宮澤担当)
 - ④ 3：30～5：15pm : 同時に5部会
- なお、本大会については、Podcastでかなりの部会の録音を聞くことができるし、追つて法律雑誌に報告が掲載される部会もある。それらは、大会サイト (<http://www.aals.org/>) で確認することができる。

2. 本報告の分担

本報告に備えて、佐藤教授、大坂准教授と私の3名で、予め分担を決めておいた。日時、セミナー第10号（2011年12月）168頁を参照。

¹ よりくわしくは、拙稿「教育効率アセスメント強化への動向とABA認証評価基準改訂をめぐる論争の中で」臨床法学

² 日本人研究者の報告として、Eri Osaka, "Reevaluating the Role of the Tort Liability System in Japan," Arizona J.

³ Int'l & Comp. Law, Vol. 26 (2009), pp. 393-426。

⁴ 石柱の覆石の比喩で、3年間の教育の頂点となることを意図した科目といふ意味である。

⁵ William M. Sullivan et al., *Educating Lawyers: Preparation for the Profession of Law* John Wiley & Sons (2007)。

部会番号（〔 〕内）、原題、分担者名を示すと、下記のとおりである。このような分担であつたため、時間的な順序としては佐藤教授の報告を最初に置くべきであるが、以下では、このイントロダクションを書く必要上、宮澤の報告を最初に置くこととした。以下、佐藤報告、大坂報告と続く。

1月5日：

[4040] AALS Workshop on the Future of the Legal Profession and Legal Education

9 : 00—10 : 00am : Changes in the Legal Profession and Regulation 佐藤

2 : 00—3 : 15pm : Innovations in Legal Education 宮澤

1月6日：

8 : 30—10 : 15am [5090] Balance in Legal Education 佐藤

[5160] Pro Bono and Public Service Opportunities 宮澤

12 : 30—2 : 00pm [1401] AALS Luncheon 佐藤

2 : 15—4 : 00pm [5290] Law School Faculty Demographics and Law School Finances 大坂

[5300] Threats to Academic Freedom 宮澤

[5310] Academic Duty and Public Service 佐藤

4 : 00—5 : 45pm [5430] Teaching Methods 宮澤

6 : 40—8 : 30pm [5440] Gala Reception 佐藤

1月7日：

8 : 30—10 : 15am [6050] International Association of Law Schools Program 宮澤

10 : 30am—12 : 15pm [6270] Post-Graduate Legal Education 宮澤

12 : 15—1 : 30pm [1422] Clinical Legal Education Luncheon 佐藤

1 : 30—3 : 15pm [6310] Clinical Legal Education and Poverty Law Joint Program 宮澤

3 : 30—5 : 15pm [6460] Law and the Social Sciences : Evidence-Based

Approaches to Clinical Education and Legal Aid 大坂

6 : 30—7 : 30pm [6500] AALS Reception for Legal Educators from Law Schools
Outside the United States 大坂

3. 出席部会に関する報告

1) 1月5日 2 : 00—3 : 15pm : AALSワークショップ全体会 「法学教育における革新」

司会はMilton C. Regan, Jr. (ジョージタウン大)、報告者はDeborah L. Rhode (スタン

フォード大)、Judith Welch Wegner (ノースカロライナ大)、Gary Tamsitt (オーストラ

リ)ア国立大)、Michael Bosone (マイアミ大) であった。

第1報告のRhodeは、法曹倫理研究の第一人者であり、1998年のAALS会長で、この種

部会の常連である。報告は「法律家のためのリーダーシップ」と題するもので、彼女の近著⁶の要旨というべきものであった。法律家はこれまで多数のリーダーを生み出してきて、新人弁護士でさえリーダーシップを期待されるにちかわらず、ロースクールはリーダーシップ教育を行っていない、という認識に基づいて、リーダーシップ教育の必要性を主張するものである。リーダーシップは教育できないというのは誤りで、最近の教育では90%は教育可能であるという。Lawyerという言葉が悔義的ではない意味で使われるようになることを目指すのが法學教育の役割で、「Think like a lawyer」を教育目的とするのではなく、授業は、上記近著の内容と同じく、各回のテーマに関連する文献の抜粋を読ませて、設定した課題を検討させるというもので、プロフェッショナルとしてのリーダーシップを理解させるために有効に思われた⁷。とくにスキャンダル事例が、リーダーシップ次如を理解させるために有効であるという。また、各業界のリーダーをゲストスピーカーとして招聘しているといふ。

第2報告のWegnerは、上記の『カーネギー・レポート』の共同著者として署名で、1995年のAALS会長であり、やはりこの種部会の常連である。報告は、「プロフェッショナルになる一協働的なキャブストーン科目」⁸と題するもので、プロジェクト・フレーム・メソッドの一形態のように思われた⁹。とくにスキャンダル事例が、リーダーシップ次如を理解させるために有効であるという。また、各業界のリーダーをゲストスピーカーとして招聘しているといふ。

第3報告のTamsitt (タイトルなし) は、オーストラリアに司法試験はないと述べたうえで、2010年から実施している大規模なオンライン・シミュレーション科目について報告した。1学期につき18週間、年2回開講し、1回に300人履修するというもので、ペーチャル・ローファームの設定でいくつかの作業を行わせるものである。シニア・パートナー役、シニア・アソシエート役、業務メンター役などの教員が参加し、常勤8名、非常勤15名が参加しているといふ。すべて電子メールで進行し、学生は他の学生の各種文書や日誌を見て、相互に活動状況を知ることができる。平均6人の教師と他の学生からフィードバックがあるといふ。

第4報告のBosone報告は「壁なき法學」と題するもので、5大陸の7か国約12のロースクールのネットワークによるプロジェクトである。全参加者が集まるのは学期末(春学期の場合は4月)に行うシンポジウムで、そこででのプレゼンテーションに対して全員が多様のテクノロジー、とくにスカイプを利用して、全参加者が集まるのは学期末(春学期の場合は4月)に行うシンポジウムで、そこででのプレゼンテーションに対して全員が多様

⁶ Deborah L. Rhode & Amanda K. Peckel, *Leadership, Law, Policy, and Management*, New York : Wolters Kluwer Law & Business, 2011.

⁷ 日本におけるプログラム・メント教材の例として、堀尾英治・宮川光治・宮澤節生編著『プログラム・ブック法曹倫理と責任』(第2版)、現代人文社(2007年)。

⁸ DNA鑑定によって冤罪を晴らすことを目的とする活動。

な観点から評価を行う。評価の観点が多様なので、全員がなんらかの側面について肯定的評価を得ることができるという。

2) 1月6日8:30-10:15am: プロボノ・公益業務機会部門部会「プロボノとサービス学習に関するプログラムでの教育と学習」
司会はSande Buhai (ロヨラ大)で、報告者はJ.P. "Sandy" Ogilvy (アメリカ・カトリック大)、Susan B. Schecter (カリフォルニア大バークレイ)、Eve Biskind Klothen (ラトガーズ大・キャムデン)、Sarah E. Ricks (同上)であった。全体テーマの一部である「学問の責務」に関するOlivas会長の要請に基づく部会である。

第1報告のOgilvy報告 (タイトルなし)は、ロースクールにおけるプロボノ・プログラムの歴史を概観した。きっかけとなったのは、ABAのロースクール認証基準302 (b) (2) (ロースクールは、学生がプロボノ活動に参加する相当な機会を提供するものとする)⁹と、AALSにおけるこの部門の開設であったという。しかし、プロボノ活動を必修にしているのはまだ17校にすぎず¹⁰、準備段階の調査に対してプログラムが存在しないと回答したか、調査に回答しなかったものが23校あったという。

第2報告のSchecter報告 (タイトルなし)は、バークレイの1年次プロボノ・プログラムに関する報告で、昨年の大会でOppenheimerが報告したプログラム¹¹の発展形態に関するものである。1年生はクリニックに参加できないため勝手にプロボノ活動を始めていたのに対し、ロースクール側が危険性を認識し、プロフェッショナル・スキル科目に統合して指導体制を整えたという背景は、昨年の報告と同じである。さらに、1年次にプロボノ活動を行った2年生の中から学生リーダーを養成する科目を設定したことから、リーダーシップ養成自体を目的とする科目が発生したといふ。上記のRhode報告と共に発想である。モリソン・フォースター法律事務所のプロボノ責任者からバークレイ・ロースクールのデインまでを含む多様なリーダーをゲストに招いたというのも、Rhode報告と共に通じる。履修者は、最後にリーダーシップに関する何らかの提言をプレゼンし、評価を受けるのである。

第3報告のKlothen報告は、「サービス学習とプロボノ・プログラムによるリサーチ・文書作成・協働及びプロジェクトなコミュニケーションに関する教育」という長いタイトルをもっていた。内容は、夜間学生にもプロボノ機会を与えるために2004年から毎年秋学期に行っている、リガル・ライティング担当教員とプロボノ担当教員の協力による科目に関するものである。ロースクールが位置するキャムデンの対岸にあるフライデルフィア市 の法務部、各種NPO、その他、弁護士が関与している公益団体の依頼を受けてリサーチを行い、回答を書き、プレゼンを行って、依頼者からファードバックを受ける、ど

いう活動である。現実の案件に関する依頼に応じてリサーチと文書作成を行うというのは、「リーガル・リサーチ & ライティング」の授業をプロボノ活動の場に変えて臨床教育の実質をもたせるという点で、名案であるようと思われた。学生のスキル向上、専門職責任理解の向上、コミュニティに対するサービスの理解向上といった本来期待された効果のほか、従来プロボノに関わっていない者を含む16名の教員が参加するという、教員側への予想外のベネフィットと、依頼団体に所属する同窓生との関係強化というベネフィットも得られたという。

第4報告はRicks報告で、「フロリダ・コースタル・ロースクールの公益リサーチ・ビューロー」と題するものであった。これも、クリニックリーガル・リサーチ & ライティングのハイブリッド科目という性格をもち、1学期間の科目である。外部団体の要請に応じて、外部弁護士の指導でリサーチを行い、結果を文書と口頭で提供するという形態であるが、守秘義務の觀点から同時に1団体のみの依頼を受けるという点が、キャムデンと異なる。作業過程でのピア・レビューが重要であるという。実際の活動はリサーチと文書作成であるから、通信教育でも実施可能であり、フレキシブルであるという。

4本の報告の後で、この部門のビジネス・ミーティングが行われ、Deborah Rhode賞とFather Drinan賞の授賞式が行われた。前者は、前出のRhode教授の名前を冠したものであるが、存命の人物を記念する賞が設けられているのは、いささか奇妙に感じた。多数の公益弁護士を輩出したという功績で、ワシントンD.C.のアメリカン大ロースクールのディーンが受賞した。日本では立命館大と関係の深いロースクールのはずである。後者は、カトリックの聖職者から政治家になり、最後はロースクール教授として活躍したDrinan教授¹²を記念したものである。ネバダ大ラスベガス校のアソシエート・ディーンが受賞した。私は2003年算開校間もない同校を視察に行って会ったことがあるので、同校の発展ぶりを嬉しく感じた。

3) 1月6日4:00-5:45pm: 教育方法部門部会「カリキュラム横断的にプロフェッショナルの価値観を教育する—ローヤーとなる過程に学生を引き込む—」

司会はKathleen O'Neill (州立ワシントン大)、報告者はChristine G. Mooney (ヴィラノヴァ大)、Mary Ann Robinson (アイドナー大)、Jean K. Sbarge (同上)であった。

第1報告のMooney報告 (タイトルなし)は、ローフームが新人弁護士のOJTを行う余裕がなくなってきたということを背景として、ロースクールが実務に向けて学生を十分に準備していないという批判が高まっていることを踏まえて、プロフェッショナリズム教育の必要性を主張するものである。地域の実務家の協力を得てカリキュラム改革を行なべきであるとして、適切なグレーデ・サイズ、実務家に必要な多様性と教育へのコミット、

⁹ http://www.americanbar.org/content/dam/aba/publications/miscl/legal_educationStandards/2012_standards_chapter_3_authentication.pdf

¹⁰ 一例として、柳田洋男 & ダニエル・H・フット『ハーバード卓識の秘密』(有斐閣)(2010年) 39頁・65頁。
¹¹ 前記1・拙稿174~175頁。

実務家への現実的期待など、その際の留意事項を指摘したが、きわめて抽象的な議論にとどまった。

第2報告はRobinson報告で、「映画によるプロフェッショナリズムの解説」と題するものであった。内容は、弁護士倫理上の多様な問題を含む仮設事例の映像を作成し、学生に見せて、事例に含まれた弁護士倫理上の問題を議論させるというものである。その過程でプロフェッショナルとしてのマナーを理解させるというのであるが、電子メールの書き方といったレベルのことも含めて指導するということに、日本の自分の学生を連想してしまった。

第3報告はScharge報告（タイトルなし）で、やはりプロフェッショナリズム教育へのひとつつのアイデアを報告するものであった。その方法は、授業での行動に関するプロフェッショナリズム基準を作り、履修過程でのプロフェッショナリズム評価を当該科目の成績評価に含めるというものである。学生は学部生時代には高い期待にさらされたことがないのでは、立ち居振る舞いを含めて高い期待を課し、とくに事前準備、時間管理などの重要性を理解させる必要があるという。リーガル・ライティング科目に組み込むのが一案であるが、他の科目にも導入可能であるとしていた。それは、そうであろう。そして、授業中の行動のプロフェッショナリズム評価を最終成績評価の10%程度としていると述べた。ここで日本で他の教員の授業を見学したときに見た、横になって寝ている学生を連想したが、そのような態度に対する否定的評価を最終成績に含めた場合、日本の認証評価ではどのように評価されるであろうか。

4) 1月7日8:30-10:15am: 国際ロースクール協会プログラム「法学教育のグローバル化豊富化-カリキュラム・法学方法論・公益サービスに関するプロトタイプ的革新」

国際ロースクール協会 (International Association of Law Schools、略称IALS) は、2005年設立の組織で、会員数は不明であるが、中国、韓国、タイ、シンガポールなどから参加校がある。日本からの参加も求めているが、まだ1校も参加していない。IALSの年次大会で部会を開いているが、独自の地域会議や世界大会も行っている。2012年のアジア地域会議は3月1日・2日にチャラロンコン大で開催され、2013年の世界大会はシンガポール国立大で行われることになっていたので、他のアジア諸国の大規模なロースクールが国際的活動で日本の法科大学院を大きく引き離していることは明らかのように思われる。司会はLouis F. Del Duca (ピッツバーグ大) であったが、見識をひけらかすように自分で長々とコメントする最悪の司会であった。報告者は,Nicole Kornet(マーストリヒト大)、Jeffrey Lehman (北京大)、Todd Rakoff (ハーヴارد大) の3名であった。他に予定されていた南アフリカとブラジルの報告者は欠席した。

第1報告のKornet報告（タイトルなし）は、ヨーロッパの統合により法実務がトランスナショナル化したのを踏まえて行われた、マーストリヒト大での改革に関するものであつた。同校では、まずLLMコースを新設したのであるが、超国家的ヨーロッパ法システム

の教育としては不十分という認識から、2006年にEuropean School of Lawを設立したというのである。これは、3年制学士課程で、英語で授業を行い、ヨーロッパ共通法と國家法の両方の理解を目指しているという。教育上の課題として、小グループ教育のため、多数の教員など大きな資源が必要であることと、英語以外の言語をどう教育するかという問題をあげていた。私は、司会の発言を封じるために報告後ただちに挙手して、いくつか質問した。回答によれば、入学者数は、25人から75人へ、最近は300人へと増加している。国立のため入学者選抜がない。オランダ人、ドイツ人、その他が各3分の1という構成である。パートタイム学生も含む。授業料は3,000ユーロで、LL.M.の3分の1である。オランダ法の伝統的法學部も存続しており、毎年約300人入学する。どちらも、1年で3分の1退学し、進級後さらに減少するという。まずいずれかの国で弁護士登録し、その後、移動の自由により他のEU諸国で活動できるというのであるが、現実的には、まずオランダで弁護士登録し、それから他のEU諸国に移動するのである。¹³

第2報告を行ったLehmanは、2008年に北京大が開設したSchool of Transnational Lawについて報告した¹⁴。同校開設の出発点は、北京大のリーダーたちが、中国人がアメリカのJDを取るのになぜアメリカに留学する必要があるのかという疑問を感じたことにある。そこで、既存のJ.M.プログラム2年間¹⁵に、英語によるアメリカ法教養を2年間追加して、北京大の深圳キャンパスに同校を設立したのである。2008年に一期生53人入学し、授業料約1万ドルで、これはJ.M.コースの約3倍であるという。一期生は、今年、中国政府認定のJDを得て修了する。

私は、この報告に対してもすぐ挙手して、ABA認証は得られるのかと質問した。回答によれば、ABA認証を申請したが、2010年12月にABAのCouncil of the Section on Legal Education and Admissions to the Barが審査を停止し、合衆国外以外に設立されたロースクールを認証すべきかどうか、全米のロースクール、法曹界、司法試験担当者の意見を求めているという。ABAのサイトを見ると、本篇執筆時点の2012年5月3日現在、まだ仮認証(provisional approval)も得ていないようである¹⁶。ひとつの方法は、カリフォルニア州のABA未認証ロースクールのように、特定の州の司法試験当局から受験資格を獲得することであろう。Lehmanは、ニューヨーク州は柔軟だと答えていたが、その方法で一期生の

13 参考文献として、*Educating European Lawyers* Intersentia, 2011があげられていたが、本稿執筆時点(2012年5月3日)では入手できなかった。

14 Lehmanは、1956年生まれで、コーネル大学、ミシガン大ロースクール出身。1991年～2003年にミシガン大ロースクールのディーンを務め、2003年～2005年にはコーネル大総長を務めたが理事会と対立して辞任し、2008年に報告テーマのロースクールの初代ディーンになったという、アメリカで最も著名なロースクール経営プロフェッショナルの一人である。

15 Juris Master (J.M.) コースというのは、法科以外の出身者のための2年間の大学院課程で、これを修了すると、従来の法学科の卒業生と同じく司法試験受験資格が得られる。胡光輝「中国における臨床法医学」法曹養成と臨床教育 第4号(2011年) 96頁を参照。

16 http://www.americanbar.org/groups/legal_education/resources/aba_approved_law_schools.html 「本稿執筆後の2013年8月に、ABAの担当理事会は、15件0という決議で、外國のロースクールの認証には開示しないという決定を行った。事實上、北京大の申請を拒否した。http://www.abajournal.com/news/article/legal_ed_sections_council_votes_not_to_accredit_foreign_law_schools/ を参照。

受験資格を確保したのかどうかは、未確認である。

このロースクールについては、国境に囚われない法学教育を行うものとして高く評価する見方もあるようであるが、上記から明らかのように、transnationalな法学教育を行っているわけではなく、アメリカの司法試験受験資格を安価に手に入れることが目的であることは明白であるから、そのような見方は過大評価であろう。また、かりにニューヨーク州限りでの受験資格を獲得して合格しても、ニューヨークのローファームが採用するとは思われないし、中国ではもちろん弁護士として通用しない。学生たちに対してどのように責任をとるのか、注目に値する¹⁷。

次の報告はRakoffであつたが、私は、司会の行動に耐えられず退出した。内容は、柳田幸男弁護士ヒダニエル・H・フット教授が紹介した内容のうち、1年次カリキュラムの2007年度からの改革と同一と思われる¹⁸。

5) 1月7日10：30am–12：15pm：JD後(Post-Graudate) 法学教育部門部会「変化する法務市場におけるJD後プログラムの経済学」

司会はHoward N. Fenton (オハイオ・ノーザン大)で、報告者はSteven John (サンフランシスコのローファーム)、Matthew Parker (ペンシルヴァニア大)、James H. Rosenblatt (ミシシッピ・カレッジ)、Marshall E. Tracht (ニューヨーク・ロースクール)であった。ロースクールの規模において違いはあるものの、いずれも、授業料収入と国际化による評価向上のためにLL.M.学生を増やすという内容で、周知のことであるから、すぐに出した。

LL.M.プログラムとの関連で注目しておきたいのは、母国で司法試験受験資格を持たない者にはLL.M.を取得しても司法試験受験資格を認めないという動きがみられることである。

そのためか、司法試験受験資格を得られなくなる恐れのあるLL.M.取得者が主たるターゲットになると思われる、2年制JDコースが誕生している。最もよく知られた例はアメリカ大で、ABA認証校からLL.M.を得た者は17単位までの単位認定を得て、最短1年半でJ.D.を取得できるとしている¹⁹。これも、外国人をターゲットにした授業料獲得策のひとつと言うべきであろう。

6) 1月7日1：30–3：15pm：臨床法医学教育部門・貧困法部門合同部会「女性の貧困を減少させるための理論と実務」

これは公募部会で、採用された報告は*Journal of Gender, Social Policy and the Law*に

掲載予定である。司会はDaniel L. Hatcher (ボルティモア大)で、報告者はBeth Caldwell (トマス・ジェファソン・ロースクール)、Karen Czapanskiy (メリーランド大)、Margo Lindauer (ジョージタウン大)、Robin R. Runge (ノースダコタ大)、Dehlia Umunna (ハーヴィード大)であった。

第1報告はCaldwellで(タイトルなし)、ソーシャルワーク大学院ではインターンシップがカリキュラムの中核となっていることから、ロースクール教育でもカリキュラムの中核として取り入れるべきことを主張した。とくにクライアントに対する共感を培うための教育方法として有効であるという。他の報告はすべて、自分が担当した事件・依頼者からいかに自分が学んだか、問題意識を得たかという報告で、ほとんど貧困者法を内容とするものであり、教育方法には触れていないので、報告は省略する。

7) 全体的印象

最後に、国際的プログラムやLL.M.プログラムに関する部会を除いて、教育方法論に関する部会から受けた全体的印象を述べておきたい。それは、リーダーシップを含むプロフェッショナリズム教育を強化しようという動きに典型的に見られるように、プロフェッショナル・スクールとしての社会的役割を十分に果たそうという、いわば内在的な問題意識と、厳しさを増す弁護士マーケットの中で自校学生の競争力を増すために、就職後のOJTを待つまでもなく直ちに実務に就くことができる能力を養成しようという、いわば市場適応的な発想が、具体的には革新的な教育方法論や、1年次カリキュラムと3年次カリキュラムの改革といった動きとなって、重なり合って存在していることである。ハーヴィードのような卓越した地位を享受しているロースクールは、もっぱら内在的な問題意識で改革に取り組むことができるであろうが、中位以下のロースクールの改革者にとって、市場圧力の存在が改革機会を提供しているのかもしれない。

もうひとつ注意しておきたいのは、革新的な教育方法論が、RhodeやWegnerといった顕著な例外を除いて、ほとんどすべてリーガル・リサーチ＆ライティングやクリニックの教員によって提倡されていることである。ロースクール内における自己の地位を改善したいという意欲が、教育方法論への積極的な取り組みとなって現れているように思われる。

17 本稿校正時(2015年11月30日)の状況につき、<http://stlaku.edu/about-stl/> を参照。

18 注10の文献の78-91頁。国際法・比較法・立法・規制に關する科目、問題解決ワークショップなどの導入。

19 本稿校正時(2015年11月30日)の状況につき、<http://www.law.asu.edu/degree-programs/jd/joas/> を参照。さらに、母国で法学の最初の学位を得た者は2単位まで単位認定してJD修了可能としている。担当者自身から面接を受けた説明では、日本ではそれだけでは新司法試験受験資格がない法学部だけの卒業生にも適用されるということである。

—2012年度アメリカ法科大学院協会年次大会参加報告（2）—

佐藤崇文（広島大学法務研究科教授）

筆者は、2012年1月にワシントンD.C.で開催されたアメリカ法科大学院協会年次大会に参加する機会を得た。これは、2008年1月にニューヨークで開催された同大会（広島法科大学院論集第4号29頁参照）以来の参加であった。今大会でもいざれの部会やセッションも活発な質疑応答が多く、大変勉強になりまた楽しい会合であることを再認識した。

以下のとおり報告する。

1. Changes in Legal Profession and Regulation（1月5日午前9時～10時30分）

<4名の報告の概要>

① Thomas D. Morgan 教授（George Washington University Law School）は、40年間に起きた4つの大きな変化を指摘した。（1）事件が複雑・多様化して、一人の弁護士で対応が困難となってきた。（2）インターネットの普及・発展により依頼者は弁護士に相談しないで法律情報を取得できるようになった。また弁護士も依頼者と会わないのでアドバイスを提供しあるいは相手方弁護士と二度も会うことなく交渉できるようになった。（3）アメリカの弁護士人口は1971年30万人であったが、その後毎年4%増加して、現在100万人となっている。しかし、GDP、国民総生産はそれほど増加せず、弁護士の就職難となって表れている。（4）個人より企業等の団体からの依頼が増加していて、平凡な能力の弁護士で対応できない。者が弁護士を選ぶ時代となつた。

要するに高い質のサービスの提供が求められているのである。法律事務所は十分準備をさせた上で弁護士を現場の第一線に送り込むべきである。ロースクールの評価システムにも参考が必要である。たとえば、IT技術の進歩でオンラインロースクールも可能であり、キャンパスを持たないからといって劣位に評価すべきではない。

② Legal OnRampの創設者Paul Lippe氏は、アメリカ合衆国がスペインからイギリス州を購入して領土を大幅に拡張したこと例にして次のように述べた。購入できた理由は、スペインも手放したかったのであり、他方、アメリカは欲しいからである。売主と買主の両方がいたから可能となつたのである。買手がないければ売手もありえない。弁護士も社会の変化に敏感に対応した対策を講じなければ、需要は減少する。変化は最初は目立たないが、途中から激しく目立つようになる。たとえば、禁煙化も最初は目立たない動きだったが、今や乗り遅れてはいけない程に激しく変化している。最初はス

ターバックスやスマートフォンも目立たなかったが、今や文化の一部になっている。法律界は現状維持思考スタイルから脱却して、買手側の需要に応じた対応しなければならない。また法的サービスを安価にする努力をすべきだしまた透明性を高めなければならない。

③ 企業法務で活躍中のSuzann Hackett弁護士は、2008年の不況により企業は法律サービスのコストに大きな関心を抱くようになったと述べる。企業は、弁護士経験1年ないし3年の弁護士から高い報酬を請求されることは阿呆らしいので、委任契約に実務経験3年未満の弁護士を排除する項目を要求することが増加している。新人弁護士の教育に法律事務所はもっと力を入れるべきである。ロースクールも1年目は教室で基礎的法概念をソクラテスマソッドで教えるのが良いが、2年目以降は今以上に実務教育に重点を移すべきである。

④ 他方で、セントルイスにおいて一人で事務所を維持しながら、友人の弁護士2名と一緒に公設弁護人として働いているThomas B. Harvey弁護士は、「新人弁護士の教育は法律事務所の内部問題である。法律事務所が本来やるべき事柄をロースクールが代わりにする必要は無い。ロースクールの3年次教育が巨大法律事務所の下請になつてはいけない。ロースクールは貧困で困っている人たちを助ける公益活動に熱心な弁護士を育てるべきだ。」と述べた。

<質疑応答の概要>

- 多数の質問が出たが、例えば以下のような質問があり、中には日本が直面する状況に類似したものもあり興味深かった。
 - tenure制度は変化を妨げるシステムになっているのではないか。
 - ロースクールの定員を充足させるのに四苦八苦している。ロースクールが多すぎて供給過剰となっているのではないか。
 - 法律事務所は新人弁護士の教育と訓練に時間を注ぐべきだ。
 - 弁護士は経済的利益ばかり追求するのではなく、もっと堅実な倫理観を持つべきだ。
 - 研究者教員の養成システムが不十分である。

2. Balance in Legal Education（1月6日午前8時30分～10時15分）

パネリストは現役教授の他に、ロースクールの現役学生や卒業生の計8名の多数であった。合計75分間の報告があり、25分間フロアとの質疑応答が行われた。

ロースクールでの勉学中「法律実務家をめざすことが本当に自分に適切なのだろうか」「教授に嫌われているのではないか」「友人関係がうまくゆかない」「勉強がはかどらない」「就職できるだろうか、心配だ」「最近体調が悪い」等といった問題に少なからずの学生が直面している。これらの問題に対処するためどのような試みを実践しているかについて各パネリストから発表が行われた。

<パネリストの報告の概要>

① Scott Rogers教授(University of Miami School of Law)は、2008年から同ロースクールが行っているThe Mindfulness and Law Programにおいて、チューター教員に職員及び弁護士も加わって学生のケアに努めており、たとえば金曜日午後は学生が主体の散歩やピクニックや軽食パーティ等の行事を企画していると述べた。

またVanderbilt University Law School の女学生は、4年前作られたHealth & Wellness Associationについて説明した。学生が主体となって、学務課と就職対策課の協力を得て、1年次生のための方イダンス、ストレスによる拒食症あるいは過食症さらにアルコールの危険性について啓蒙活動、またメンタルヘルス活動を行っており、さるに気分転換の活動としてヨガ、ジム、ダンス、ハイキングを行っていると発表した。

② Mary Dolores Guerra教授(Phoenix School of Law)は、学生に対し瞑想と自己評価(Self-Assessment)を進めており、具体的には一日少なくとも30分間静かな時間を持つて自らの気持ちや心を観察してノートに記録として残すよう指導している、当初、学生は嫌がっていたが、本当に自分がしたいのか、何を学びたいのかを自覚するようになり、学生からは感謝されるようになったと発表した。そして同ロースクールを卒業した学生は「1年次生の時、コンピューターが故障してレポートを期限に提出できなくて、私の人生は終わつたと悲観したことがあった。しかし瞑想し、ノートに気持ちを書いてゆくにつれて気持ちが変化して積極的な姿勢を持つことができた。」との体験を発表した。

③ Michele Storms教授(University of Washington School of Law)は、インドやアフガニスタン、中国などの海外で、学生にエクスターあるいはクリニックを体験させることが効果的である。ともすれば学生は視野が狭くなりがちであるが、全く文化や習慣の異なる地域に行って生活することで大局的な物の見方ができるようになり、ストレスに強い人間になることができると言った。

<質疑応答の概要>

- フロアーからは、「そもそも学生のストレス対策やメンタルヘルスは、ロースクールのすべきことか。」と疑問を呈する質問もあったが、それに対しては「医学部でも学生に瞑想を進めて成功したケースがある。」との回答であった。
- また教員だけでなく職員も参加するチューター制度を進めるについて賛成の声がフロアーから多かったが、守秘義務は大丈夫かという質問も出された。
- Balanced Legal Educationとは、法律基本科目と実務科目のバランスだけでなく、勉学と生活のバランスを意味している。最終的に『人生にとって何が大切なのか』あなたにとって大切な言葉は何か』を考えさせることは、ロースクールの生活をバランスあるものにするため重要である。教員も学生から学ぶことができる。
- IntegrityとはIntensive ReflectionとConsistentであることであり、学生のみならず教員も自省のための時間を持つことは重要である。
- アメリカのロースクールでは勉強とリーガルクリニックが中心であると思っていたところ

る、メンタルケアの面で日本以上にさまざまな試みが行われていることを知り、参考になつた。

3. AALS Luncheon (1月6日12:30~2:00pm)

アメリカ法科大学院協会のMichael A. Olivas会長(University of Houston)の挨拶の後、次期会長予定者であるLauren K. Robel教授(Indiana University, Maurer School of Law)がブエルトリコ出身の女性の連邦最高裁判事であるSonia Sotomayor判事(1954年生)を紹介した。Sonia Sotomayor判事は、2009年オバマ大統領により指名され初めてのラテン系の連邦最高裁判事である。

Sonia Sotomayor連邦最高裁判事が、基調講演者であるJose A. Cabranes判事(連邦第2巡回控訴裁判所、1940年ブエルトリコ共和国生まれ)を紹介した。連邦最高裁判事が、基調講演者である控訴裁判所判事の紹介者というのも奇妙な取り合わせに見えるが、Sonia Sotomayor同連邦最高裁判事はJose A. Cabranes判事の教え子だったからである。

そしてJose A. Cabranes判事は、まず自分の教え子が連邦最高裁判事になって教師冥利に尽きたと述べた後、ユーモアを織り交ぜながら、30分間次のように講演した。

● ロースクールは時代の流れに安易に迎合してはならない。ロースクールでは1年次及び2年次の2年間は法律の基礎を教室で徹底的に教えるべきであり、3年次の1年間法律実務を行わせるべきである。←2011年11月19日付けのニューヨークタイムズに「ファイラーデルフィアのある大法律事務所のパートナー弁護士が『ロースクール出たての弁護士経験3年の弁護士は合併・買収について何も知らない、もつとロースクールは実務教育に力を注ぐべきだ。』と嘆いており、その大手法律事務所で行われている新人弁護士に対する教育・訓練の様子を掲載した記事が掲載されたので、当該記事を意識した発言である。

- またロースクールのディーンは寄付金集めに一生懸命となっているが、寄付金の用途を正確に公開して世間の納得を得るためにすべきである。役立たない国外のシンポジウムに出席するための旅行費用に支出すべきではない。
- 最近の経済不況に伴いロースクールの危機が云々されるが、危機は改革のためのチャンスと捉えるべきである。

4. Academic Duty and Public Service (1月6日午後2時15分~4時)

タイトルのPublic Serviceを公益活動と翻訳するとミスリーディングである。日本で公益活動と言えば、手持ち弁護でのプロボノ活動を意味するが、ここでは大学の研究者がいつたん大学を離れて、たとえば政府系機関あるいは州庁等で働くことを意味する。したがって公職就任と証した方が良いかもしれない。

コーディネーターはLinda Greene教授(University of Wisconsin Law School)。報告者はHarold Hongju Koh (Legal Adviser, U.S. Department of State) と Nancy Rogers (The

Ohio State University Michael E. Moritz College of Law) の二人で、いずれも非常にレベルの高い報告であった。一人で計1時間の報告が行われて、その後短い質疑応答があった。

<Harold Hongju Koh氏の報告の概要>

Harold Hongju Koh氏は、2004年及び2005年にYale University School of Law のDeanを務めた実績を有するが、請われて国務省の法律顧問の一人として活躍中である。韓国系法学者としてきわめて著名のことである。

同氏は次のように述べた。

- ① ロースクールを離れて国務省の法律顧問となつた理由は、社会のために働きたいと考えたからである。1985年にProfessorとなり、その後tenureを確保した。tenureを確保した教授は、自分が保障されて自分のベースで研究もできるし大変恵まれた地位にある。ロースクールで教えることもPublic Serviceの一つであるが、しかし象牙の塔に閉じこもって自分的好きなことをするのは贅沢を通り越して強敵ではないかと思った。自分のあばかりを考えるのでなく、人のためあるいは社会のために知識人として貢献すべきではないかと考えたからである。

- ② クリントン大統領が海外での人権政策に重大な関心を抱くようになり、その関係で請われて国務省の法律顧問となつた。仕事をしていると、教授時代の発言と法律顧問としての発言に齟齬が生じていると部外者から批判されることもあるが、私は役割の相違にすぎないと考えている。また部内では激しい論争もしばしばであり、反対の立場を貫くと頑固だと批判されたり、憎めたりするが、私は憎められるのは決して悪いことではないと思っている。なぜなら、憎まれる人はいつまでも覚えられる人になるからである。法律実務家は政治家に対し法律的な角度から判断の材料を提供するが、判断するのは政治家である。だが、法律実務家は法律判断の前提となる事実について勇気を持って発言しなければならない。

- ③ 幸い、私は法律顧問を行一解任されてもtenureの教授としていつでも復帰できるとの強みを持っているので、遠慮はしていない。しかし妥協点を見出す努力も惜しまない。非常に異なる見解を有する論者が、激しい論争の後で互いに敬意を払い最終的に妥協を見つけてゆく作業は大変であるが、他方で素晴らしい共同作業である。

<Nancy Rogers教授の報告の概要>

Nancy Rogers教授は2007年のAALS会長であったが、その後オハイオ州庁のAttorney Generalとなった経験から次のように述べた。

- ① ロースクールのうち一定割合の教授は、公職の経験を有するべきである。なぜなら、地域の代表ないし模範としての見本を学生に示すことができるからであり、また蓄積した知識や情報を自分のためだけに使うではなく、社会のために使用すべきだからである。いやいやながら義務で行うのではなく喜んでるべきである。
- ② 仕事では、決断力と説得力が求められた。異なる意見の人たちを説得する力、そして説得できない場合にどう決断するかが問われた。また組織はともすれば現状維持思考に

なりがちであるが私はいつも心の中で「誰も何もしないのか。変えようじゃないのか。」と聞いながら、制度の改善を目指してきた。創造性も要求された。

③ ロースクールにはtenureの教授が増えたが、そのため給与が増えてロースクールの予算を圧迫している。tenureの教授はもっと公職に就いて活躍すべきである。ロースクール以外から来て働いている人たちも多いが、tenureの教授のように恵まれた人はいない。

<質疑応答の概要>

- 学生にアドバイスするとしたら、どんなアドバイスをするか？

「挑戦することを恐れるな、リスクを恐れるな、責任を取ることを恐れるな。」

- ロースクールにアドバイスするとしたら、どんなアドバイスをするか？

「2種類のDeanがいる。積極的に考えて行動するDeanと現状に流される消極的なDeanである。Deanは教員の評価権限を有するのだからもっと良い教員を養成していくべきだ。Tenureになるための評価も再検討する必要がある。学生について言えば、たとえば4週間～8週間ロースクールが学生に給与を支給して政府系機関あるいは政府系機関で働くべきである。」

5. Gala Reception (1月6日(金) 午後6時40分～8時30分)

2008年ニューヨークで開催されたAALS大会では、Gala Receptionはロックフェラーセンターの最上階全部を借り切って豪華に実施された。大会参加者だけでなくパートナーや家族も参加する大規模なセレブションである。今回は、ワシントン市内にある国立ビルディング博物館で開催された。博物館と銘々されているからは建物内に様々な珍しい物が展示されているかと思いきや、4階建ての建物そのものが博物館なのである。言われてみれば、4階の天井まで吹き抜けのユニークな建物であった。

集まった人の数はおそらく2000人を下らない。ホテルからセレブション会場までの送迎バスが満席で遅れたためセレブションの最初を見ることはできなかつたが、初めの挨拶も乾杯も無かったのではないかと推察される。終始、バイキング料理をあちらこちらで食べて、適宜テーブルに座りあるいは立ったままおしゃべりして、旧交を暖めるのが最大の目的のようである。

また2011年11月ハワイ州法曹協会年次大会でお会いしたハワイ大学ロースクールDeanのAvi Soifer教授とも再会できたし、また立命館大学法科大学院で英米法の集中講義をしているJeffrey Lubbers教授(American University Washington College of law)及び中央大学法科学院のDan Rosen教授と親しくお話してきたのは思い出がけないことであった。なお、1月4日夕方American University Washington College of lawで開催されたOpening Receptionも非常に素晴らしかった。多国籍料理もおいしかったが、図書館やDeanの部屋も開放されていて興味深かった。もてなしの心は日本人だけの専売特許ではないと実感した。

6. Clinical Legal Education Luncheon (1月7日(土) 12時15分～1時30分)

昼食会の最初に、Clinical Legal Education 部会の会長Alan Kirtley教授 (University Washington School of Law) が「巨大なホテルの中でよくぞこの昼食会場を見つけてご出席下さり、有難うございます。数分後に後任の部会長が決まって、私の任期も僅かとなり大変寂しい。」と冗談を言しながら挨拶した後、2012年のPincus AwardをRobert Kuehn教授 (Washington University School of Law) に授与すると発表した。そして三名の方が

Robert Kuehn教授の人柄、業績等について言及したが、そのうちの一人であるPeter Joy教授 (Washington University in St. Louis School of Law) は、「ロバートは自己の利益を求めず、儘まつぱ守憲をもって前進する人であり、また非常に効率的に仕事のできる有能な人物である」と賞賛した。

受賞したRobert Kuehn教授は、「家族や友人、先輩に感謝したい。レイジアナ州でケミカル会社の進出に対し、私の率いるクリニックの学生が地元のアフリカンアメリカン系住民のため環境保護を訴えて法廷闘争等を戦ったことは今も誇りとしている。またこれまでクリニック教員の地位向上のためささやかながら尽力できたことを嬉しく思う。クリニック教育をめぐる昨今の状況は厳しい。クリニック教育にお金がかかるが、学生は高い授業料を支払い、卒業後は就職難に直面している。何とか就職できても、学生ローンの返済に苦しんでいる。懸念すべき事柄は多くあるが、前向きに歩んでゆきたい。」

最後に、部会の新役員の選出が行われた。部会長候補としてRobert Jones教授 (Notre Dame Law School) が指名され、出席者の大多数が「アイ」と言って賛成の意を表明した。新会長はこれまでの役員の活動に感謝した後、決意を表明した。新部会長が挨拶の最後に、ホテルのスタッフ一同に対し拍手で感謝の意を表明すると、滅多に無い事なのであるうか、スタッフも感激していた。

海外の臨床法学教育

—2012年度アメリカ法科大学院協会年次大会参加報告（3）—

大坂恵里（東洋大学法学部准教授）

1.はじめに

2012年1月4日から8日までワシントンD.C.で開催された2012年度アメリカ法科大学院協会年次大会に参加した。今回の出張目的は環境法部会や自然資源法部会などを傍聴することであったが、法学教育関係の部会もいくつか傍聴したので概要を報告する。

2. AALS会長プログラム I 「ロースクールの教員層とロースクールの財政」（1月6日 14:15-16:00）

今大会の全体会テーマ「学問の自由と学問の責務」に関して、3つの会長プログラムが企画された。そのうちの1つが本プログラムである。司会はPat K. Chew教授 (University of Pittsburgh School of Law) が行い、報告は労働経済学の第一人者であるRonald G. Ehrenberg教授 (Cornell University School of Industrial and Labor Relations) が行った。Ehrenberg教授は体調不良のため来場せず、報告は録画していたものを上映し、質疑応答は電話で行うという方法で進行された。

アメリカでは、高等教育機関における終身在職権制度は学問の自由の保障にとって重要な用であるが、その維持にかかる費用が学費を上げている原因である、という見解が一般に通用している。Ehrenberg教授は、教員の給与水準の上昇を学費高騰の理由とする説を否定する一方で、終身在職権制度に固執しないことで教員を多様化できると主張した。以下が報告の要旨である。

1) 過去30年の間にアメリカの高等教育機関で起った変化

教授は、まず、学費が消費者物価指数の上昇率を超えて上昇したことを指摘した。その理由を、私立については、集めた学費を奨学金として還元したり、学生サービスや学修支援や施設への費用を投下したりと、学生一人あたりへの支出額を増やしたためであると説明し、公立については、州からの助成金が減少したためであると説明した。

さらに、教授は、教員構成が変化したことを指摘した。全教員に占める専任教員の割合は減少し、終身在職権の資格がない専任教員の割合はいまや3分の1程度になっているとのことである。

2) 終身在職権を有するかその取得過程にある教員への依存を減らす可能性
アメリカにおいてロースクール認定権限を有する唯一の機関であるアメリカ法曹協会 法学教育・法曹資格付与部会評議会 (Council of the American Bar Association, Section

of Legal Education and Admissions to the Bar) のロースクール認定基準改定委員会 (Standards Review Committee) が、近時、終身在職権制度を有することと専任教員によって教育することを認定ロースクールに義務付ける文言を基準から削除するよう提言した。その提言を裏付けるように、アメリカ法曹協会とロースクール入学協議会が毎年発行している Official Guide to ABA-Approved Law School からの既定的なデータに基づく教授らの研究によれば、教員構成と、一年次に学業不振を理由として退学する割合と司法試験初回合格率から見る法学教育の成績との関連性はないという。

3) ロースクールの教員を多様化すること

New York Law Review の調査によれば、女性教員割合の高いロースクールでは主要ローレビューや編集委員に占める女子学生の割合も高いといふ。

教授らの調査によれば、アメリカの大学において総長や学長が女性である場合や女性理事が多い場合、教授団に占める女性の割合も高いといふ。小規模機関ほどその傾向が強いが、理事会に占める女性の割合が25%以上でないとの傾向は見られないといふ。同調査によれば、ロースクールにおいてディーンが女性やマイノリティであることは、教授団において女性やマイノリティの割合を高めることに影響していない。ただし、教授は、この調査結果を、ロースクールの上層部を多様化する努力を減じるよう提案するものとして解釈すべきではない、と強調していた。

4) 上がり続けるロースクールの学費

1990年度から2009年度の20年間において、ロースクールの学費は上がったが、大学の学費も上がった。教授は、その原因が教員の給与の上昇にあるのではないと主張する。実際、英語教員の平均給与額を基準とした法学教員の平均給与額は、教授職については差はほとんど開いておらず、准教授職については差が縮まっているといふ。また、教授は、公立ロールケールの学費上昇については、前述のとおり助成金の削減が影響している可能性を示唆した。

もっとも、教授が、公立・私立を問わず、学費高騰の主要原因として見ていたのは、U.S News & World Reports誌によるランキングのような順位付けへの偏重傾向であった。教授によれば、各ロースクールが、学生への支出が少ない順位が下がると考えて支出を増やしていった結果、学費にしわ寄せがきたのである。教授は、そのような証拠を前提に、アメリカの高等教育機関の主導者達は順位付けや名声に固執して高等教育の社会的役割から目をそらすべきではないと主張して、本報告を締めくくった。

3. 法と社会科学部会「臨床教育と法律扶助への証拠に基づくアプローチ」(1月7日 15:30-17:15)

1) 本部会の構成

司会は Kevin M. Quinn 教授 (University of California, Berkeley, School of Law)、報告者は D. James Greiner 助教授 (Harvard Law School)、Julie McCormack 臨床講師 (Harvard

Law School)、Rebecca Sandefur 教授 (Stanford University Department of Sociology)、Steven Eppler-Epstein弁護士 (Connecticut Legal Services, Inc.) の4人であり、Greiner 助教授の報告に対しても他の3人がコメントを行うという形式で進められた。

2) Greiner助教授による報告

Greiner助教授らは、リーガル・サービスの提供を最適化する目的で、法律扶助プログラムの評価を行う試みの第一弾として、ロースクールのクリニックがリーガル・サービス提供においてどのような役割を果たしているかを調査した。具体的には、失業手当給付金の請求について、ハーバード法律扶助事務所 (Harvard Legal Aid Bureau, HLAB) が代理した場合に請求の認容に変化があるかどうかを無作為化によって調査したとのことである。その成果は発表される予定であるが、本報告では、時間の都合上、調査方法の妥当性について説明するのにとどまっていた。

3) McCormack臨床講師によるコメント

上記の調査に関して、HLABの臨床教員として無作為化を確保するための事件受任の方法について補足説明を行った。

4) Sandefur教授によるコメント

本調査は、限られたリーガル・サービスをどこに投入するべきかという問題に答えるためのものであるという前提を明確にしたうえで、クリニックは、リーガル・サービスの提供者であり、研究機関でもあり、教員の協力を得やすいため、調査の場として適切である、という肯定的な評価を示した。一方で、クリニックが提供するリーガル・サービスは、アメリカで提供されるリーガル・サービス全体のほんの一部にしかすぎず、法律扶助プログラムと比較しても小さいため、クリニックの無作為化評価の結果をリーガル・サービス全体の結果と考えができるだろうか、といった疑問を提示した。

5) Eppeler-Epstein弁護士によるコメント

リソースが限定された法律扶助プログラムとしては、このような調査によって依頼人を避けたり依頼人の時間を犠牲にする結果になることに躊躇すること、HLABの調査結果を法律扶助プログラムの評価に使うことには疑問を感じることを率直に述べていた。

4. 合衆国外のロースクールからの参加者のためのレセプション (1月7日 18:30-19:30)

AALS事務局長の Susan Westerberg Prager 氏 (UCLAロースクール・ディーン) とマネージング・ディレクターの Jane M. LaBarbera 氏が挨拶を行った後、参加者全員が簡単な自己紹介を行った。これによってわかったのは、参加者のうち約半数が、アメリカのロースクールのディーン、国際交流担当者、LLMプログラム担当者であったことである。このレセプションは、海外からの参加者の交流会として機能する一方で、LLMプログラムの宣伝の場となっているようである。

5. おわりに

今回は、東海岸での開催のためか、日本からの参加者は例年よりも少なかった。この大会は、年明けの忙ただしい時期に開催されるため参加調整が難しいが、アメリカのロースクール事情や研究・教育分野で注目されている事柄を短期間でひと通り知ることができて便利であるし、各分野の第一人者や著名人——今回の目玉は合衆国最高裁判所のStephen Breyer裁判官やSonia Sotomayor裁判官——を見ることもできるという楽しみもある。今後も参加したいものである。

海外の臨床法学教育

アメリカにおける臨床法学 教育の展開と課題

—2012年度アメリカ法科大学院協会臨床法学教育大会参加報告—

外山太士・原口佳誠

〔編集注〕執筆者の職名は、大会参加時のもの。